

生徒・保護者の皆様へ

特別活動・環境保健部
部長 笠原 努

7月1日学校再開に関して

いよいよ学校再開になります。国内では、学校は感染拡大の3月頃から断続的に休校措置がとられ、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

また、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければならず、「新しい生活様式」の指針も示されました。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、生徒の健やかな学びを保障していくことを、改めて意識し、徹底していきます。

学校生活のなかで取り組むべきことや注意すべきことを以下にまとめましたので、十分に理解して実践してほしいと思います。以下は、文科省から6月18日に改定された内容をふまえたものです。今後、状況に応じて変更される場合には追ってご連絡申し上げます。ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

自分や家族や学校の仲間たちの命と生活を守る大切なことだと考えて、新しい意識のもと生活をしてほしいと思います。

1. 健康管理と健康観察

①家庭での朝の検温と健康観察の徹底を行います。

方法：Classroom に配信されるアンケート機能を利用した健康観察を行います。

朝の検温結果と体調を、8:20 までに入力。

※朝の段階で発熱や風邪症状（咳や鼻水など）がみられるときは、登校を控えてください。また、登校後に発熱や風邪症状がみられる場合は、保護者様と連絡を取り、下校していただきます。

②少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」

（札幌は札幌市保健所）に相談してください。

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

※重症化しやすい方（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方）で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある。

※上記以外で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般窓口)	011-632-4567	9:00~21:00

2. 感染経路を絶つ取組み

①登校時および学校生活における手指の消毒の徹底をおこなってください。

方法：玄関・トイレ・廊下・アリーナ出入り口・自動販売機付近（ラウンジ）などに消毒液を設置。

②手で触れる可能性のある部分の消毒作業を毎日実施します

方法：各教室のドア部分、電気・エアコンスイッチ、階段手すりおよび自動販売機ボタン等の消毒。

教室は毎日4時間目授業終了後と放課後の教室清掃時の消毒。

※物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいの物もあると言われております。

③こまめな手洗いの徹底。（学校だけでなく、ご家庭などでも）

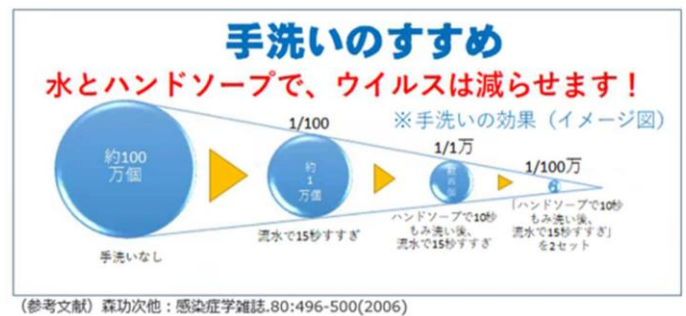
石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(参考文献) 感染症学雑誌, 80:496-500,2006 から作成)



手洗いの6つのタイミング

- 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- 外から教室に入るとき
- 共有のものを触ったとき
- 掃除の後・昼食の前後
- トイレの後

④マスクの着用にご協力ください。

マスクが入手困難な場合は各家庭で手作りするなど工夫をお願いします。教職員もマスク着用します。

※ただし、熱中症予防の観点において、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ないことになっております。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場の教員において、臨機応変に対応することがあります。

※生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応してください。

⑤エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。毎授業担当者は、授業の途中に一度5分程度、すべての窓を半分程度空け、換気をします。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

『換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面』

という3つの条件（3つの密＝密閉、密集、密接）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

①生徒同士の直接的な接触を避けることや必要以外の箇所に手を触れないようにしてください。

②昼食時には以下の点に注意してください。

○昼食は基本的に教室で前方を向いてとるようにしてください。ソーシャルディスタンスを保ち、おしゃべりをせず飲食するようにしてください。

○ラウンジなどの共有空間は密にならないよう、机といすを配置しています。

移動せず、そのとおりに使用してください。

○なるべく食べやすい形式の昼食準備をお願いいたします。

例：一口サイズのおかず入りおにぎりを個包装したもの等

○水分は、持ち込みが安全です。校内給水器は、極力使用しないように。やむを得ない場合に備えて設置を続行しますが、使用する場合には、絶対に直接口を近づけないようにしてください。

③トイレは行列ができることがあるため、並ぶ際は間隔をあけてください。

④個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしないこと。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを徹底してください。

4. 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるようにしてください。

5. 部活動に関すること

①活動時間の短縮（19：00 完全下校の徹底）や一週間に最低一度の休養日を設定します。当面の間、朝練習は実施しません。

②1年生は各部活動が再開してから、見学や体験入部等をして2週間を目途に正式入部をしてください。臨時休業明けであり、特に1年生は運動不足の期間が長かったと思われるため、2、3年生も含め、準備運動を入念に行い、身体に過度の負担がかかる運動を避けるなど、けが防止に留意してください。

③更衣室で生徒の密集を避けることはもちろん、活動場所でも密集を避けるようにこころがけてください。生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い部活、向かい合って発声する活動については、当面の間、密集せず、距離をとって行う活動になります。（別紙参照）

④活動前後の手洗いの徹底。場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用などを徹底してください。

- ⑤活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ⑥用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ⑦運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じますが、各部内での指示に従ってください。

6. 図書館利用に関すること

利用の前後に必ず手洗いをするというルールを徹底し、また生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

7. 清掃活動に関すること

学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにしてください。

8. 休み時間・登下校等に関すること

会話をする際にも、一定程度距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう注意してください。密になる場合は指導します。登下校中についても、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を自主的に分散させてください。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。

公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用し、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うようにしてください。

9. その他 大切な事項

感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があり、厳重に指導いたします。